

大田区大森南四丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策に係る主な経緯

	日付	内 容	
汚染状況の 確認	平成12年		
	2月	<b>汚染土壤の発見</b> 都下水道局が光ケーブル敷設工事のため区道を掘削 掘削時の発生残土が油を含むことを理由に処分先で受入拒否される	
	6月	当該工事現場周辺の土壤等調査を実施（大田区）	
	10月	周辺の大気、地下水、土壤等の環境調査を実施	
対策地域の 指定	平成13年		
	1月～5月	汚染範囲の把握等のための調査実施	
	4月20日	『市街地土壤汚染対策検討会』を開催、詳細調査結果等報告 「環境基準の570倍、57万pg-TEQ/gのダイオキシン類汚染土壤の存在を確認」	
	21日	「住民説明会」開催。詳細調査結果等説明（環境局・大田区）	
	6月12日	東京都環境審議会において「ダイオキシン類汚染土壤対策地域の指定」答申	
	6月14日	ダイオキシン類対策特別措置法第29条に基づく対策地域に指定（告示6/20）	
		汚染土壤処理	訴訟
第一次対策計画 汚染土壤の掘削・保管 無害化の 工法検討	9月14日		都環境審議会「費用負担計画(第一次)」答申
	10月10日	<b>対策計画(第一次)の決定</b>	費用負担計画(第一次)の決定(告示10/17)
	10月17日	対策計画(第一次)の告示	
	11月26日	対策計画(第一次)対策事業の開始 <b>掘削除去工事(第1期)着手(H14.3完了)</b>	
	11月30日		三菱瓦斯化学㈱が都を提訴
	平成14年		
	6月28日	<b>掘削除去工事(第2期)着手(H15.3完了)</b>	
	平成15年		
	7月30日		都環境審議会「費用負担計画(第二次)」答申
	8月14日	<b>対策計画(第二次)の決定(告示8/22)</b>	費用負担計画(第二次)の決定(告示8/22)
8月22日	対策計画(第二次)対策事業の開始 汚染土壤一時保管施設の移設(H16.1完了)		
平成16年			
7月24日	汚染土壤からのPCB分離処理委託着手		
11月	<b>土壤浄化施設の設置工事開始(H17.3完了)</b>		
平成17年			
4月	<b>土壤浄化作業開始(H18.1土壤浄化完了)</b>		
平成18年			
2月	<b>PCB液の無害化処理開始(H18.3完了)</b>		
2月9日		第一審判決において東京都勝訴	
2月22日		三菱瓦斯化学㈱が控訴	
3月31日	<b>土壤浄化施設の撤去完了、対策事業完了</b>		
解指 除定	5月30日	都環境審議会「対策地域の指定解除」審議	
	6～7月	法第30条に基づく対策地域の指定解除	

資料4



汚染土壤発見現場 (大田区大森南四丁目)



汚染土壤掘削除去工事



汚染土壤一時保管施設 (大田区城南島)



土壤浄化施設全景 (大田区東海二丁目)



土壤浄化作業



土壤から分離したPCB液



PCB液保管庫 (土壤浄化施設内)



土壤浄化施設撤去完了